

岐阜県国民健康保険運営方針の 中間見直しの基本的考え方

令和8年3月10日

岐阜県健康福祉部国民健康保険課

1 見直し方針（案）

現行方針を基本に、次の観点で見直しを行う。

- （1）現行方針に基づく国民健康保険の運営状況及び取組の実施状況等を踏まえた見直し（データ更新等を含む）
- （2）医療分以外の、後期高齢者支援金分、介護納付金分及び子ども・子育て支援納付金分の算定方法についてもそれぞれ定める。
- （3）完全統一の目標年度を設定する。
- （4）その他必要な見直し

運営方針（章ごと）の見直しイメージ（案）

| 国保運営方針の内容 | 論点等 (主要な論点となりそうな項目は◎) |
|--------------------------------------|--|
| はじめに | |
| 第1章 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し | <ul style="list-style-type: none"> ・財政安定化基金の運用 ・納付金抑制目的で本体分の取り崩しが認められることへの対応 等 |
| 第2章 市町村における保険料（税）の標準的な算定方法及びその水準の平準化 | <ul style="list-style-type: none"> ◎市町村ごとの納付金・標準保険料率の算定 ・子ども・子育て支援金に関する事項の追加 ◎将来的な保険料水準の統一化 ・完全統一の目標年度の設定について ・後期高齢者支援金分及び介護納付金分の統一について |
| 第3章 市町村における保険料（税）の徴収の適正な実施 | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・取組・データ等の更新・見直し ・国保運営方針策定要領（R8.1改正）等を踏まえた記載の変更 等 </div> |
| 第4章 市町村における保険給付の適正な実施 | |
| 第5章 医療費の適正化の取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・医療費適正化計画との関係 |
| 第6章 市町村が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進 | ◎事務の標準化・統一化及び共同化 |
| 第7章 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携 | <ul style="list-style-type: none"> ・取組・データ等の更新・見直し ・国保運営方針策定要領（R8.1改正）等を踏まえた記載の変更 等 |
| 第8章 施策の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整 | |

2 見直し方法

- 岐阜県国民健康保険連携会議（全体会議及び部会）において、県及び市町村で議論
- 岐阜県国民健康保険連携会議における議論も踏まえつつ、岐阜県国民健康保険運営協議会において審議、答申をいただく

3 改定までのスケジュール

- 資料6-2のとおり

参考：都道府県国民健康保険運営方針策定要領 (令和8年1月改定版)の主な改正点

| 頁数 | 改正箇所 |
|-----|---|
| 2 1 | 国として各都道府県の保険料水準の統一に向けた取組を支援するため、「保険料水準の統一加速化プラン」を作成しており、令和11年度（令和12年度保険料算定）までに、各都道府県における「納付金ベースの統一」を目指すとともに、国保運営方針期間の中間年度（令和15年度）までに「完全統一」に移行することを目指しつつ、遅くとも令和17年度（令和18年度保険料算定）までの移行を目標としている。 |
| 2 2 | （標準的な保険料算定方式） （※中略） 医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分及び子ども・子育て支援納付金分についてそれぞれ定めることが考えられる |
| 2 3 | 各都道府県においては、市町村ごとの医療費水準や医療提供体制に差があることに留意しつつ、国保運営方針期間の中間年度（令和15年度）までに、都道府県内の保険料水準の「完全統一」を目指すことが望ましい。 |